

脱炭素成長型経済構造移行推進機構の保有する 個人情報の開示決定等に関する審査基準規程

令和6年11月20日

令和6年規程第31号

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定により脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）が、法第82条に規定する決定（以下「開示決定等」という。）、法第93条に規定する決定（以下「訂正決定」という。）及び法第101条に規定する決定（以下「利用停止決定」という。）をするために必要とされる基準を定めることを目的とする。

(保有個人情報)

第2条 この審査基準において「保有個人情報」とは、法第60条第1項に規定する保有個人情報をいい、保有個人情報に該当するかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、次に掲げる文書（以下「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等」という。）によるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和6年4月1日個人情報保護委員会策定。改正があったときは、その改正後のものを含む。）
- 二 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（令和4年2月個人情報保護委員会事務局策定。改正があったときは、その改正後のものを含む。）のとおりとする。

(開示決定)

第3条 開示請求（法第77条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報について、次条第1項各号及び第10条の決定をする場合並びに法第85条に基づく他の行政機関の長等への事案の移送をする場合以外の場合は、法第82条第1項に基づく当該保有個人情報の全部を開示する旨の決定をするものとする。

(不開示情報が記録されている場合の決定)

第4条 開示請求に係る保有個人情報に法第78条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める決定をするものとする。

- 一 不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合 法第82条第1項に基づく一部（当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分をいう。）について開示をする旨の決定（以下「部分開示決定」という。）
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 法第82条第2項に基づく開示をしない旨の決定（以下「不開示決定」という。）

- 2 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されているか否かを判断するに当たっては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等に基づいて判断するものとする。
- 3 第1項第1号の部分開示決定を行うか否かを判断するに当たっては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等に基づいて判断するものとする。

(保有個人情報を保有していない場合)

第5条 保有個人情報(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条に規定する不開示情報を専ら記録するに記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、法第5章第4節(第4款を除く。)の規定の適用については、独立行政法人等に保有されていないものとみなす。

(開示請求書に法第77条第1項に規定する記載事項に形式上の不備がある場合)

第6条 開示請求書に法第77条第1項に規定する記載事項に形式上の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人(未成年又は成年被後見人にあつては、本人の法定代理人)であることを示す書類に不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合等であつて、機構が同条第3項に基づき補正を求めたにもかかわらず、なお当該開示請求書に形式上の不備がある場合にあつては、不開示決定をするものとする。この場合において、記載事項等に関する判断に際しての考え方は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等のとおりとする。

(他の法令による開示の実施との調整)

第7条 開示請求に係る保有個人情報に関し、他の法令の規定により法第87条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(法第88条第2項の規定による場合を含む。)には、当該保有個人情報を当該他の法令に基づき開示するものとし、法に基づく開示は行わないものとする。

(部分開示)

第8条 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。この場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分できるかどうかを判断するに際しての基本的な考え方は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等のとおりとする。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に法第78条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の不開示情報に含まれないものとみなして、前項と同様の取り扱いとする。

(裁量的開示)

第9条 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、法第80条の規定により当該保有個人情報を開示することができるものとする。この場合において、当該保有個人情報を開示するか否かを判断するに当たっては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等に基づいて判断するものとする。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第10条 開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるものとする。この場合において、どのような場合がこの場合に該当するかについての判断をするに際しての基本的な考え方は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等のとおりとする。

附 則

この規程は、令和6年11月22日から施行する。